

周知のように、2024 年は、日本が「子どもの権利条約」(以下、「条約」と略)の締約国となって 30 年目の年である。「条約」の締約国となった日本において、この「条約」が規定している子どもの権利について子どもたちは十全に保障されている状態なのであろうか。特に、日本の公教育において、子どもの権利の保障体制はどのような状況にあるのだろうか。

たとえば、「子どもの権利条約」の第 12 条は子どもの意見表明権を保障することを明記している。こうした条文に典型化されていることは、子どもを単なる保護の対象としてではなく、自己決定の主体として尊重することを意味している。権利の主体として子どもを理解するという論理である。また、第2条では「いかなる種類の差別もなしに、この条約に掲げる権利を尊重し、かつ確保する」と規定し、さらに第3条では「子どもの最善の利益が第一次的に考慮される」と規定されている。こうした「条約」の条文に通底する趣旨は、子どもに対する権利保障を確保し、実現することである。

しかし、日本の公教育における子どもの権利に対する保障は、確保され実現されているのか。また、国連子ども権利委員会によるこれまでの総括所見において指摘されているように、日本の学校は子どもへの過度なストレスを与えているという現状に対する抜本的な改善措置は実行されているのだろうか。いずれも、答えは「否」である。指摘するまでもなく、「条約」が規定する子どもの権利を保障することは締約国の責務である。

つまり、国内の教育法規は、「条約」が求めている子どもの権利を保障することを基軸に変更、改正されるべきなのである。国連子どもの権利委員会が指摘するように日本の学校が子どもに対して過度にストレスを与えているのであれば、関連法規、例えば学校教育法などはその条文の修正だけにとどまらず、法理を含めて再考すべきなのである。しかしながら現在に至るまで、そうした観点から教育関係法規の改正論や検討は行われていない。

公教育における子どもの権利保障、少なくとも「条約」が規定する子どもの諸権利を 公教育体制において保障することは常に追求されるべき最重要課題である。子どもの 権利を保障する公教育の構築こそが今求められている課題である。すでに公教育計画 学会は、公教育の確立に関わり様々な議論や研究を蓄積してきた。特に子どもの権利 保障に関わる議論、特に公教育の「無償化」の議論や研究をこれまで展開してきた。そ うしたこれまでの議論や研究の蓄積をふまえながら、あらためて子どもの権利を保障す る公教育の実現について、より多角的な提案と理論構築に貢献する研究活動を展開す ることを誓う。

2024年6月 | 6日 公教育計画学会第 | 6回大会参加者